

【鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項 新旧対照表】

現行 (令和6年度版)				改定後 (令和7年度版)				改定理由		
編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項	編章節条	項以下	見出し		訂正・追加	訂正又は追加仕様事項
1-1-1-5		コリンズ (CORINS) への登録			1-1-1-5		コリンズ (CORINS) への登録	追加	受注者は、土木工事共通仕様書1-1-1-5コリンズ (CORINS) への登録に定める、「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、テクリス (TECRIS) 番号を登録すること。	「R6.2.16【事務連絡】コリンズ登録における留意事項について」より
1-1-1-24	8	標示板の設置	追加	デジタル工事写真の小黒板情報電子化について デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行うことができる。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。 1. 対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等 (以降、「使用機器」と称する) については、写真管理基準「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認 (改ざん検知機能) を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認 (改ざん検知機能) は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC暗号リスト)」 (URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」) に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。 なお、使用機器の事例を以下に示す。 【使用機器の事例】 デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア、 (一社) 施工管理ソフトウェア産業協会、 <https://www.jcomsia.org/kokuban>。 ※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 2. デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入 受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 3. 小黒板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、同条2. に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。 4. 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、同条2. に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真 (以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。) を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能 (信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。 また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもよい。 【チェックツールの事例】 信憑性チェックツール (一社) 施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>。 ※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない	1-1-1-24	8	標示板の設置	追加	デジタル工事写真の小黒板情報電子化について デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行うことができる。また、小黒板情報電子化を実施しない工事写真については、監督員の承諾を得ることとし、対象工事では、以下の1. (1) から4. (4) の全てを実施することとする。 1. (1) 対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等 (以降、「使用機器」と称する) については、写真管理基準「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認 (改ざん検知機能) を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認 (改ざん検知機能) は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC暗号リスト)」 (URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」) に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。 なお、使用機器の事例を以下に示す。 【使用機器の事例】 デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア、 (一社) 施工管理ソフトウェア産業協会、 <https://www.jcomsia.org/kokuban>。 ※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 2. (2) デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入 受注者は、同条1. (1) の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 3. (3) 小黒板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、同条2. (2) に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。 4. (4) 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、同条2. (2) に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真 (以下、「小黒板情報電子化写真」と称する) という。) を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能 (信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。 また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもよい。 【チェックツールの事例】 信憑性チェックツール (一社) 施工管理ソフトウェア産業協会<https://www.jcomsia.org/kokuban>。 ※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない	項番号との読み間違えを解消する 他の「対象工事」との混同・混乱を解消
1-1-1-27		建設工事における公益占有物件等への事故対策	追加	受注者は、建設機械のブーム等が架空線へ接触することによる切断事故及び建設機械のバケット等が埋設管路に接触することによる破壊事故等の公益占有物件等への事故防止対策を実施するものとする。 ①「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」の提出 受注者は、工事履行場所、資機材等保管場所及び工事車両等の運搬経路等における公益占有物件等の事前調査を実施し公益占有物件の実態を把握するとともに、その結果を「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」として任意様式で提出すること。 また、事前調査とは、公益占有物件所有者等※の担当者と公益占有物件の有無を確認し、それがあった場合は受注者において該当工種を確認することとする。 なお、「事前調査結果報告書」は特別の事情がない限り、工事着手前または施工方法が確定した時期に提出すること。 また、「接触・切断等事故防止対策計画書」は該当工種の着手日の7日前までに提出すること。 ※公益占有物件所有者等とは、電気・ガス・水道・NTT・河川及び道路管理者 (既存河川及び道路に影響する場合) ・その他受注者において公益占有物件の有無を確認する必要があると判断したもの及び隣接工区主任技術者 (又は監理技術者 (情報収集を目的として)) を対象とする。 ②公益占有物件所有者との調整 受注者は、上空占有物件等への近接施工を行う場合は、公益占有物件所有者等へ事前に通知し、必要な防護対策等の安全処置を依頼すること。 また、埋設占有物件等の場合は、以下のとおりとする。 i) 調査箇所及び調査方法について、監督員と協議すること。 ii) 埋設位置、深さ等を確認するため、公益占有物件所有者等に立会を求め、原則立会するものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。 iii) 試掘調査は、原則人力施工とし機械施工を行わないこと。 iv) 試掘調査等の結果により、施工方法等に変更が生じる場合は、設計図書に関して監督員と協議すること。 ③監視員の配置 受注者は、接触及び切断事故の防止のため、近接施工の際は必要に応じて監視員等を配置すること。 ④安全教育の実施 受注者は、防護対策等の状況を日々点検し、作業員等への安全教育指導を徹底すること。 ⑤点検結果の報告 受注者は、上述④の結果について監督員に報告すること。	1-1-1-27		建設工事における公益占有物件等への事故対策	追加	建設工事における公益占有物件等への事故対策 受注者は、建設機械のブーム等が架空線へ接触することによる切断事故及び建設機械のバケット等が埋設管路に接触することによる破壊事故等の公益占有物件等への事故防止対策を実施するものとする。 ①(1)「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」の提出 受注者は、工事履行場所、資機材等保管場所及び工事車両等の運搬経路等における公益占有物件等の事前調査を実施し公益占有物件の実態を把握するとともに、その結果を「事前調査結果報告書」及び「接触・切断等事故防止対策計画書」として任意様式で提出すること。 また、事前調査とは、公益占有物件所有者等※の担当者と公益占有物件の有無を確認し、それがあった場合は受注者において該当工種を確認することとする。 なお、「事前調査結果報告書」は特別の事情がない限り、工事着手前または施工方法が確定した時期に提出すること。 また、①および「接触・切断等事故防止対策計画書」は該当工種の着手日の7日前までに提出すること。 ※公益占有物件所有者等とは、電気・ガス・水道・NTT・河川及び道路管理者 (既存河川及び道路に影響する場合) ・その他受注者において公益占有物件の有無を確認する必要があると判断したもの及び隣接工区主任技術者 (又は監理技術者 (情報収集を目的として)) を対象とする。 ②(2) 公益占有物件所有者との調整 受注者は、上空占有物件等への近接施工を行う場合は、公益占有物件所有者等へ事前に通知し、必要な防護対策等の安全処置を依頼すること。 また、埋設占有物件等の場合は、以下のとおりとする。 1) ①調査箇所及び調査方法について、監督員と協議すること。 2) ②埋設位置、深さ等を確認するため、公益占有物件所有者等に立会を求め、原則立会するものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。 3) ③試掘調査は、原則人力施工とし機械施工を行わないこと。 4) ④試掘調査等の結果により、施工方法等に変更が生じる場合は、設計図書に関して監督員と協議すること。 ③(3) 監視員の配置 受注者は、接触及び切断事故の防止のため、近接施工の際は必要に応じて監視員等を配置すること。 ④(4) 安全教育の実施 受注者は、防護対策等の状況を日々点検し、作業員等への安全教育指導を徹底すること。 ⑤(5) 点検結果の報告 受注者は、上述④の結果について監督員に報告すること。	どの項を追加するかわかりやすく通し番号で表示。 項番号との読み間違えを解消する 事前調査報告書と切断等事故防止対策計画書は、実態を考慮し、同じタイミングで提出するように見直し。"ローマ数字を丸数字に変更
		UAV等を使用する際の安全面への配慮について	追加	受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準 (案)」 (国土地理院・平成28年3月) に基づいてUAV等を使用すること。			UAV等を使用する際の安全面への配慮について	追加	受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準 (案)」 (国土地理院・平成28年3月) に基づいてUAV等を使用すること。 中国地方整備局独自基準の為、記載不要	安全基準(案)の年月修正
1-1-1-31	6	建設資機材の使用について	追加	1. 工事に使用する資材の使用順位は、次のとおりとする。 (1)「県土整備部リサイクル製品使用基準」(平成22年1月20日付第200900157785号県土整備部長通知)	1-1-1-31	6	建設資機材の使用について	追加	1. 工事に使用する資材の使用順位は、「県土整備部リサイクル製品使用基準」(令和6年8月21日付第202400130455号県土整備部長通知) https://www.pref.tottori.lg.jp/123820.htmの第2項によ	県土整備部リサイクル製品使用基準の内容を追加

【鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項 新旧対照表】

現行 (令和6年度版)					改定後 (令和7年度版)					改定理由																														
編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項	編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項																															
				<p>(https://www.pref.tottori.jp/123820.htm)に基づくリサイクル製品 (以下「リサイクル製品」という。)のうち、グリーン購入法の特定調達品目に該当する製品 (以下「グリーン製品」という。)又は鳥取県認定グリーン商品 (以下「グリーン商品」という。)であって、県内産資材であるもの。</p> <p>(2) リサイクル製品のうち、エコマーク認定を受けたリサイクル製品 (以下「エコ製品」という。)等であって、県内産資材であるもの。</p> <p>(3) リサイクル製品以外の、県内産資材。</p> <p>(4) リサイクル製品のうち、グリーン製品又はグリーン商品であって、県外産資材であるもの。</p> <p>(5) リサイクル製品のうち、エコ製品であって、県外産資材であるもの。</p> <p>(6) リサイクル製品以外の、県外産資材。</p> <p>2. 県外産資材を使用する場合の取り扱い</p> <p>(1) 県外産資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者 (以下「県内販売業者」という。)から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。</p> <p>3. 建設機械の使用について</p> <p>(1) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。</p> <p>(2) 工事現場で使用し、又は使用させる車両 (資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、地方税法 (昭和25年法律第226号) に違反する軽油等 (以下「不正軽油」という。)を使用しないこと。また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。</p>					<p>ること。</p> <p>1- (1) 「県土整備部リサイクル製品使用基準」(平成22年1月20日付第200900157785号県土整備部長通知)(https://www.pref.tottori.jp/123820.htm)に基づくリサイクル製品 (以下「リサイクル製品」という。)のうち、グリーン購入法の特定調達品目に該当する製品 (以下「グリーン製品」という。)又は鳥取県認定グリーン商品 (以下「グリーン商品」という。)であって、県内産資材であるもの。</p> <p>1- (2) リサイクル製品のうち、エコマーク認定を受けたリサイクル製品 (以下「エコ製品」という。)等であって、県内産資材であるもの。</p> <p>1- (3) リサイクル製品以外の、県内産資材。</p> <p>1- (4) リサイクル製品のうち、グリーン製品又はグリーン商品であって、県外産資材であるもの。</p> <p>1- (5) リサイクル製品のうち、エコ製品であって、県外産資材であるもの。</p> <p>1- (6) リサイクル製品以外の、県外産資材。</p> <p>2. 県外産資材を使用する場合の取り扱い</p> <p>(1) 県外産資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者 (以下「県内販売業者」という。)から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。</p> <p>3. 建設機械の使用について</p> <p>(1) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。</p> <p>(2) 工事現場で使用し、又は使用させる車両 (資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、地方税法 (昭和25年法律第226号) に違反する軽油等 (以下「不正軽油」という。)を使用しないこと。また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。</p>																															
1-3-2	2	許容塩化物量	追加	<p>1. コンクリート中の塩化物総量規制</p> <p>1) 現場打ちコンクリートにおける塩化物の総量規制の適用範囲</p> <p>適用範囲</p> <p>コンクリート中の塩化物総量規制は次の工種を適用除外とする。</p> <p>【1】トンネル覆工コンクリート (鉄筋で補強されたものは除く)</p> <p>【2】舗装コンクリート (鉄筋やPC鋼材で補強されたものは除く)</p> <p>【3】消波・根固ブロック</p> <p>【4】小構造物 (小構造物標準設計図集に掲載する無筋構造物)</p> <p>【5】型枠セパレータを使用する無筋構造物</p>	1-3-2	2	許容塩化物量	追加	<p>1- (4) コンクリート中の塩化物総量規制</p> <p>1) 現場打ちコンクリートにおける塩化物の総量規制の適用範囲</p> <p>適用範囲</p> <p>コンクリート中の塩化物総量規制は次の工種を適用除外とする。</p> <p>【1】トンネル覆工コンクリート (鉄筋で補強されたものは除く)</p> <p>【2】舗装コンクリート (鉄筋やPC鋼材で補強されたものは除く)</p> <p>【3】消波・根固ブロック</p> <p>【4】小構造物 (小構造物標準設計図集に掲載する無筋構造物)</p> <p>【5】型枠セパレータを使用する無筋構造物</p>	全国版の項番号との重複を解消																														
1-3-3		コンクリートの耐久性向上施策	追加	<p>1. コンクリート中の塩化物総量規制</p> <p>1) 現場打ちコンクリートにおける塩化物の総量規制の適用範囲</p> <p>適用範囲</p> <p>コンクリート中の塩化物総量規制は次の工種を適用除外とする。</p> <p>【1】トンネル覆工コンクリート (鉄筋で補強されたものは除く)</p> <p>【2】舗装コンクリート (鉄筋やPC鋼材で補強されたものは除く)</p> <p>【3】消波・根固ブロック</p> <p>【4】小構造物 (小構造物標準設計図集に掲載する無筋構造物)</p> <p>【5】型枠セパレータを使用する無筋構造物</p>	1-3-3		コンクリートの耐久性向上施策	追加	<p>1- (1) コンクリート中の塩化物総量規制</p> <p>1) 現場打ちコンクリートにおける塩化物の総量規制の適用範囲</p> <p>適用範囲</p> <p>コンクリート中の塩化物総量規制は次の工種を適用除外とする。</p> <p>【1】トンネル覆工コンクリート (鉄筋で補強されたものは除く)</p> <p>【2】舗装コンクリート (鉄筋やPC鋼材で補強されたものは除く)</p> <p>【3】消波・根固ブロック</p> <p>【4】小構造物 (小構造物標準設計図集に掲載する無筋構造物)</p> <p>【5】型枠セパレータを使用する無筋構造物</p>	項番号との読み間違えを解消する																														
6-4-9-2	5	品質証明資料の提出	追加	<p>受注者は、アスファルト混合物の取扱により、各総合事務所長からアスファルト混合物使用承諾証明書が与えられたアスファルト合材工場の標準品アスファルト混合物を使用する場合は、事前にアスファルト混合物使用届を監督員に提出しなければならない。</p> <p>アスファルト混合物の取扱により、標準品アスファルト混合物以外の特注品アスファルト混合物を使用する場合は、アスファルト混合物使用承諾書を監督員に提出し承諾を得なければならない。</p>	6-4-9-2	5	品質証明資料の提出	削除	<p>削除</p>	共通仕様書特記事項_2-1-2工事材料の品質と重複するため削除																														
8-1-8-9		残存型枠(外壁兼用型)工	追加	<p>1. 一般事項</p> <p>(1) 残存型枠 (外壁兼用型) 工とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。</p> <p>(2) 残存型枠 (外壁兼用型) 工に用いる型枠は、下記のとおりとする。</p> <p>①残存型枠 (外壁兼用型) とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。</p> <p>②残存化粧型枠 (外壁兼用型) とは、残存型枠 (外壁兼用型) のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。</p> <p>2. 材料</p> <p>受注者は、残存型枠 (外壁兼用型) 工に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要部材</td> <td>① ポリ塩化ビニル・コンクリート (共通仕様書) 第8編0-1-8-4の本体 (コンクリートの品質を確保するものであってはならない)。 ② 型枠製品内蔵の補強部材 (補強部材は、型枠本体に内蔵していること)。 ③ 補強部材が設置の場合には、エッジ部・角部又は同等以上の防錆処理又は防錆対策が施されているもの。</td> <td>品質規格証明書</td> </tr> <tr> <td>強度特性</td> <td>コンクリート打設時の振動に耐える強度を有していること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一体性</td> <td>コンクリートと一体化する機能を有していること。</td> <td>①防錆処理の状況</td> </tr> <tr> <td>耐久 性</td> <td>① 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥離しないこと。 ② 耐腐蝕性能を考慮する必要がある場合は、型枠は耐塩結露性能を有していること。</td> <td>又は ①防錆処理の状況 ②試験結果</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 施工</p> <p>(1) 受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿润状態にした上で、コンクリートが十分にまわり込むように締固めなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。又、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。</p>	項目	内 容	備 考	主要部材	① ポリ塩化ビニル・コンクリート (共通仕様書) 第8編0-1-8-4の本体 (コンクリートの品質を確保するものであってはならない)。 ② 型枠製品内蔵の補強部材 (補強部材は、型枠本体に内蔵していること)。 ③ 補強部材が設置の場合には、エッジ部・角部又は同等以上の防錆処理又は防錆対策が施されているもの。	品質規格証明書	強度特性	コンクリート打設時の振動に耐える強度を有していること。		一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	①防錆処理の状況	耐久 性	① 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥離しないこと。 ② 耐腐蝕性能を考慮する必要がある場合は、型枠は耐塩結露性能を有していること。	又は ①防錆処理の状況 ②試験結果	8-1-8-9		残存型枠(外壁兼用型)工	追加	<p>1- (1) 一般事項</p> <p>1- (1) ①残存型枠 (外壁兼用型) 工とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。</p> <p>1- (2) ②残存型枠 (外壁兼用型) 工に用いる型枠は、下記のとおりとする。</p> <p>①残存型枠 (外壁兼用型) とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。</p> <p>②残存化粧型枠 (外壁兼用型) とは、残存型枠 (外壁兼用型) のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。</p> <p>2- (2) 材料</p> <p>受注者は、残存型枠 (外壁兼用型) 工に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要部材</td> <td>① ポリ塩化ビニル・コンクリート (共通仕様書) 第8編0-1-8-4の本体 (コンクリートの品質を確保するものであってはならない)。 ② 型枠製品内蔵の補強部材 (補強部材は、型枠本体に内蔵していること)。 ③ 補強部材が設置の場合には、エッジ部・角部又は同等以上の防錆処理又は防錆対策が施されているもの。</td> <td>品質規格証明書</td> </tr> <tr> <td>強度特性</td> <td>コンクリート打設時の振動に耐える強度を有していること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一体性</td> <td>コンクリートと一体化する機能を有していること。</td> <td>①防錆処理の状況</td> </tr> <tr> <td>耐久 性</td> <td>① 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥離しないこと。 ② 耐腐蝕性能を考慮する必要がある場合は、型枠は耐塩結露性能を有していること。</td> <td>又は ①防錆処理の状況 ②試験結果</td> </tr> </tbody> </table> <p>3- (3) 施工</p> <p>1- (1) ①受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。</p> <p>1- (2) ②受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。</p> <p>1- (3) ③受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿润状態にした上で、コンクリートが十分にまわり込むように締固めなければならない。</p> <p>1- (4) ④受注者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。又、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。</p>	項目	内 容	備 考	主要部材	① ポリ塩化ビニル・コンクリート (共通仕様書) 第8編0-1-8-4の本体 (コンクリートの品質を確保するものであってはならない)。 ② 型枠製品内蔵の補強部材 (補強部材は、型枠本体に内蔵していること)。 ③ 補強部材が設置の場合には、エッジ部・角部又は同等以上の防錆処理又は防錆対策が施されているもの。	品質規格証明書	強度特性	コンクリート打設時の振動に耐える強度を有していること。		一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	①防錆処理の状況	耐久 性	① 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥離しないこと。 ② 耐腐蝕性能を考慮する必要がある場合は、型枠は耐塩結露性能を有していること。	又は ①防錆処理の状況 ②試験結果	項番号との読み間違えを解消する
項目	内 容	備 考																																						
主要部材	① ポリ塩化ビニル・コンクリート (共通仕様書) 第8編0-1-8-4の本体 (コンクリートの品質を確保するものであってはならない)。 ② 型枠製品内蔵の補強部材 (補強部材は、型枠本体に内蔵していること)。 ③ 補強部材が設置の場合には、エッジ部・角部又は同等以上の防錆処理又は防錆対策が施されているもの。	品質規格証明書																																						
強度特性	コンクリート打設時の振動に耐える強度を有していること。																																							
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	①防錆処理の状況																																						
耐久 性	① 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥離しないこと。 ② 耐腐蝕性能を考慮する必要がある場合は、型枠は耐塩結露性能を有していること。	又は ①防錆処理の状況 ②試験結果																																						
項目	内 容	備 考																																						
主要部材	① ポリ塩化ビニル・コンクリート (共通仕様書) 第8編0-1-8-4の本体 (コンクリートの品質を確保するものであってはならない)。 ② 型枠製品内蔵の補強部材 (補強部材は、型枠本体に内蔵していること)。 ③ 補強部材が設置の場合には、エッジ部・角部又は同等以上の防錆処理又は防錆対策が施されているもの。	品質規格証明書																																						
強度特性	コンクリート打設時の振動に耐える強度を有していること。																																							
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	①防錆処理の状況																																						
耐久 性	① 型枠は、ひび割れ又は破損した場合でも容易に剥離しないこと。 ② 耐腐蝕性能を考慮する必要がある場合は、型枠は耐塩結露性能を有していること。	又は ①防錆処理の状況 ②試験結果																																						
10-4-8-3		落橋防止装置工	追加	<p>1. 土木工事共通仕様書「3-2-12-3桁製作工」に準ずる。</p> <p>2. 溶接検査</p> <p>①受注者は、製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身又は第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記すること。</p> <p>②受注者は、検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理の試験 (社内検査) を行っていない第三者の検査会社と直接契約を行うこと。</p> <p>③内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じたJISZ2305 (非破壊試験 - 技術者の資格及び認証) の資格を有した者であること。なお、資格証明書 (写) を施工計画書に添付すること。</p> <p>④落橋防止装置等における完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊試験検査は全数を対象に溶接継手全長の検査を行うこと。</p> <p>3. 溶接施工</p> <p>①受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの</p>	10-4-8-3		落橋防止装置工	追加	<p>1- (1) 土木工事共通仕様書「3-2-12-3桁製作工」に準ずる。</p> <p>2- (2) 溶接検査</p> <p>①受注者は、製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身又は第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記すること。</p> <p>②受注者は、検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理の試験 (社内検査) を行っていない第三者の検査会社と直接契約を行うこと。</p> <p>③内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じたJISZ2305 (非破壊試験 - 技術者の資格及び認証) の資格を有した者であること。なお、資格証明書 (写) を施工計画書に添付すること。</p> <p>④落橋防止装置等における完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊試験検査は全数を対象に溶接継手全長の検査を行うこと。</p> <p>3- (3) 溶接施工</p> <p>①受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの</p>																															

**【鳥取県土木工事共通仕様書 特記事項 新旧対照表】**

現行（令和6年度版）					改定後（令和7年度版）					改定理由	
編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項	編章節条	項以下	見出し	訂正・追加	訂正又は追加仕様事項		
				<p>作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出すること。</p> <p>なお、当該分野についてISO9001を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。</p> <p>②受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付すること。</p> <p>③受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止装置等の製作会社及び検査会社として使用する場合、当該分野についてISO9001を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合でも、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出すること。なお、不正行為を働いた会社とは、以下URLに「国土交通省発注工事において、品質確保の措置を実施する会社」として記載のある者である。</p> <p>ウェブページアドレス：  <a href="http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/rakkyou/index.html">http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/rakkyou/index.html</a></p> <p>4. 発注者による非破壊試験検査                      発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施する場合があります。</p> <p>受注者は、受注者自身又は第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果を速やかに監督員に報告すること。塗装等の実施については監督員の承諾を得ること。</p> <p>また、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止装置等の完全溶込み溶接継手全において、改めて、受注者自身又は第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督員に報告すること。</p> <p>なお、検査、段階確認、落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</p> <p>5. 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に溶接施工者、非破壊試験検査者を記載すること。</p> <p>また、受注者は製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が契約図書の内容を正確に認識していることを確認すること。</p> <p>6. 上記1.～5. は「耐震補強工事、橋梁補修工事による落橋防止装置等（落橋防止装置、変位制限装置）の製作を伴う工事」を対象とする。</p>						<p>作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出すること。</p> <p>なお、当該分野についてISO9001を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。</p> <p>②受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付すること。</p> <p>③受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止装置等の製作会社及び検査会社として使用する場合、当該分野についてISO9001を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合でも、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督員に提出すること。なお、不正行為を働いた会社とは、以下URLに「国土交通省発注工事において、品質確保の措置を実施する会社」として記載のある者である。</p> <p>ウェブページアドレス：  <a href="http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/rakkyou/index.html">http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/rakkyou/index.html</a></p> <p><del>4.</del> (4) 発注者による非破壊試験検査                      発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施する場合があります。</p> <p>受注者は、受注者自身又は第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果を速やかに監督員に報告すること。塗装等の実施については監督員の承諾を得ること。</p> <p>また、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止装置等の完全溶込み溶接継手全において、改めて、受注者自身又は第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督員に報告すること。</p> <p>なお、検査、段階確認、落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</p> <p><del>5.</del> (5) 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に溶接施工者、非破壊試験検査者を記載すること。</p> <p>また、受注者は製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が契約図書の内容を正確に認識していることを確認すること。</p> <p><del>6.</del> (6) 上記<del>1.</del>(1)～<del>5.</del>(5) は「耐震補強工事、橋梁補修工事による落橋防止装置等（落橋防止装置、変位制限装置）の製作を伴う工事」を対象とする。</p>	